

台東区の撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年7月8日
台東区フィルム・コミッション

1 はじめに

本ガイドラインは、特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッションが、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月4日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日。以下「提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、特定非営利活動法人 ジャパン・フィルムコミッションの地域フィルム・コミッション会員(以下「FC」という。)が行う映像撮影支援における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものに基づいている。

本ガイドラインでは、提言4.(2)「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新たな生活様式』の実践例」における留意点及び「緊急事態の維持及び緩和等に関して(令和2年5月4日付事務連絡)(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長)」を参考に、感染予防対策を規定している。

台東区フィルム・コミッション(以下「台東区FC」という。)は、映像製作者と一体になって、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努力する。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。また、「各地方自治体の方針によって条件が異なるため、映像製作者は撮影に入る際は、各FCや自治体、ロケ地の管理者が設定している条件に沿って行うものとする。」というJFCの方針に基づき、台東区の地域事情に考慮したものである。

2 感染防止のための基本的な考え方

台東区FCは、映像作品を企画・製作する事業者(以下「映像製作者」という。)が、当該作品の出演者及びその撮影に携わるスタッフ(以下「撮影関係者」という。)が適切な新型コロナウイルス感染防止対策が講じられた環境で撮影が実施されるよう企画・製作を行い、その実施に関し撮影現場の適正性を確保する責務を果たしているかをチェックリスト等で確認した上で、撮影が可能か

を調整する。

特に、①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(対人距離を空けて会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「3密」)のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

3 映像撮影支援において、映像製作者へ求める具体的な対策

映像製作者が撮影を行う際は、一般社団法人日本映画製作者連盟等が策定している感染予防対策ガイドラインに沿って感染拡大の予防対策を行うことを基本とし、併せて、映像製作者に対し、以下の対策を求める。

(1)台東区FCとの関係

ア 映像製作者は、撮影支援依頼の際に、別紙の「撮影における新型コロナウイルス感染予防対策チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を台東区FC、撮影受入場所管理者等へ提出し、感染予防の対策を講じていることを報告すること。チェックリストの提出がない場合は、撮影支援が受けられないことを理解すること。

イ 施設や店舗等、撮影受入場所で独自に定めるガイドラインがある場合は、そちらも合わせて遵守すること。

ウ 映像製作者側で使用する新型コロナウイルス感染症に関するガイドラインまたはマニュアルを申請時にあわせて提出すること。

エ 映像製作者は、下記3点を作成し、保健所ないし行政当局から要請があれば提出できるように管理すること。

- 撮影現場に携わるエキストラを含むすべての撮影関係者の名簿(緊急連絡先含む)
- 撮影に入るまでの14日分および撮影期間中の行動記録
- 撮影に入るまでの14日分および撮影期間中の健康状態(3-(2)-アに定める内容)の記録

オ 映像製作者は、撮影現場の責任者を明確にし、責任者は台東区FCの要請に従い、感染予防対策に関する情報共有、撮影現場での対応、改善協力を行うこと。

カ 映像製作者は、出演者を含むすべての撮影関係者に対し、名簿、行動記録及び健康状態の記録を保健所ないし行政当局に提出することがある旨をあらかじめ説明しておくこと。

キ 名簿、行動記録及び健康状態の記録に関しては撮影現場責任者が確認し、台東区での撮影終了後1カ月の間保管すること。

ク 映像製作者は、台東区FCおよび撮影受入場所管理者など撮影協力者の意向を尊重し、下記の感染の拡大状況によっては撮影プランの変更や中止などを協議、受け入れること。

○東京都により緊急事態措置が出された場合。

○令和2年5月22日付東京都「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」に基づき、一切のイベント自粛が要請される「ステップ0」に後退した場合。

- ケ 映像製作者は、台東区での撮影終了後14日以内に、撮影関係者から感染者またはその疑いのある者が出たときは、速やかに台東区FCと撮影協力者へ報告を行うこと。また、関連した撮影を台東区外で行ったものについても、各地域の撮影受入関係者への報告に努めること。
- コ 撮影の状況に応じて、台東区FCが現場の記録写真の撮影を行うことに応じること。

(2)感染予防対策について

- ア 37.5度以上の発熱(または平熱比1度超過)、だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)、嗅覚や味覚の異常、体が重く感じる、疲れやすい、咳、のどの痛みなど風邪の症状、下痢等の症状がある者、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触(最終接触から14日間)がある者、同居家族や身近な知人の感染が疑われる者、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者との濃厚接触がある者は撮影関係者として参加させないこと。
- イ 撮影場所においては、咳エチケット、マスク着用、マイタオルの持参、手洗い・手指の消毒を徹底し、できるだけ人との接触を避けること。
- ウ 映像製作者は、必ず衛生管理者(係)を配置し、衛生管理者(係)は対人距離の確保、施設など使用した場所の消毒など撮影関係者の感染予防の徹底を図ること。
- エ ゴミは全て持ち帰り処分すること。清掃やゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を外した後は、必ず石鹸と流水で手を洗うか、手指消毒を徹底すること。

(3)屋内での撮影について

- ア 施設等の屋内での撮影においては、撮影関係者の人数は必要最小限に限定することとし、施設の広さを考慮し、社会的距離(できるだけ2m(最低1m))を確保する等3密とならない状況で撮影を行うこと。
- イ 事前に撮影受入場所管理者と協議した上で、映像製作者の責任において必ず撮影後の消毒を行うこと。
- ウ 商店(飲食店、小売店)等で撮影を行う際は、一般客がいない状態で撮影するか、一般客がいる場合は、同意を得た上で十分な対策を講じて行うこと。
- エ 通行人や見学者が集中しないよう、屋外から撮影の様子が見える状態にしないことや、スタッフが路上に留まる等、通行人の目を引かないようにすること。
- オ 撮影の際は、換気を適宜行うこと。

(4)屋外での撮影について

- ア 撮影に伴う撮影関係者の車輛以外での移動については、社会的距離(できるだけ2m(最低1m))を確保する等3密を避けるとともに、手洗いや手指消毒及びマスクの着用等の感染

予防対策を必ず講じること。

イ 車輦での移動については、車輦内の消毒を適切に行う。また、乗車時はマスクを着用するとともに、1台における乗車人数を最小限にする等の社会的距離を確保するための感染防止対策を講じる。また、必ず換気を行いながら移動すること。

ウ 路上等でのタレント・演者等の出演は、見物人が発生して密状態が発生しないよう、交通整理要員を配置したり、人の少ない時間帯に撮影する等、十分な対策を講じること。

エ 撮影関係者の人数は必要最小限に限定することとし、周囲の環境を考慮し、社会的距離(できるだけ2m(最低1m))を確保する等、密とならない状況で撮影を行うこと。

(5) 休憩場所での対策

休憩室・控室等の利用については定期的に換気を行い、接触を抑制する観点から、次のような行動に努める。

- 同時に多くの人が同一の場所を利用することの無いように、使用人数全体を抑える。又は使用に際して時間差をとるなどの対応を行い、密になることを避ける。
- 消毒液などを設置する。
- 休憩室や控室では、マスクを着用する。
- 休憩室や控室で飲食をとる際は、お互いの距離を保ち必要に応じて透明ビニールカーテン等の設置対策を検討する。
- 飲料水は持参するよう周知する。
- 使い捨ての紙皿や紙コップを使用する。

(6) エキストラについて

台東区FCはエキストラの募集を行わない。映像製作者がエキストラを募集する場合は最小限に留め、他の撮影関係者と同様に行動確認や健康確認等を行うこと。

(7) 撮影中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

ア 撮影中に感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとし、保健所や医療機関への相談や受診を促す。また、共有した物等を消毒するとともに、直ちに台東区FCへ連絡する。また、対応するスタッフは、マスクや手袋の着用を徹底し、対応前後には手洗い、手指消毒を徹底する。

イ 自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、症状が改善してから最低48時間が経過するまでは従事させない。また、医療機関等を受診し、新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査結果が陰性であったことが判明した場合でも、症状が改善してから最低48時間の経過期を経るまでは従事させない。

(8) 保健所との関係

感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

4 映像撮影支援において、台東区FC(または台東区)が行う具体的な対策

(1)チェックリストの確認

- ア 撮影支援依頼を受ける際は、映像製作者へチェックリストの提出を依頼し、内容を確認して撮影受入場所管理者等への協力調整を行う。
- イ 撮影支援を行う際は、撮影関係者の撮影前14日分及び撮影期間中の行動記録の確認・管理を求める。
- ウ チェックリストの内容が遵守されていることを確認し、映像製作者と連携して情報共有に努める。

(2)台東区FC担当者の感染防止策

- ア マスクの着用や手指消毒を徹底する。
- イ スタッフが使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する。
- ウ 検温は毎日必ず行い、発熱など感染の症状がある場合は直ちに人との接触を避け、台東区へ連絡を行う。必要に応じて保健所や医療機関への相談や受診を行う。
- エ 有症状者等(3-(2)-アに定める内容)は、従事しない。
- オ 全ての担当者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- カ 撮影相談は、電話やメール等で行い、現場立会いに際しては事前に施設管理者と打合せを行ない必要最低限の立会い回数、時間を設定し、接触機会の低減に努める。
- キ 撮影の際は、映像製作者と連携して、地域住民への配慮を徹底する。

(3)保健所との関係

- ア 感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には、速やかに連携が図れるよう、台東保健所との連絡体制を整える。
- イ 事前に台東保健所と対策の確認を行う。
- ウ 撮影中に感染者や感染が疑われる者が発生した場合に備え、保健所の連絡先や対策を確認しておく。
- エ FC等の担当者に感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(4)感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ア 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとし、保健所や医療機関への相談や受診を促す。
- イ 対応するスタッフは、マスクや手袋を着用し、対応前後には手洗い、手指消毒を徹底する。

ウ 速やかに保健所へ連絡し、指示を受ける。

エ 自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、症状が改善してから最低48時間が経過するまでは従事させない。また、医療機関等の受診を行い、新型コロナウイルス感染症に対するPCR検査結果が陰性であったことが判明した場合でも、症状が改善してから最低48時間の経過期を経るまでは従事しない。

5 海外からの映像製作者の受入について

ア 海外からの映像製作者に関しては、令和2年3月6日閣議了解された「新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる取組」に基づき、厚生労働省が発表する最新の対策内容に従って、撮影支援を行う。

イ 上記の映像製作者が撮影に携わる場合は、日本国内の映像製作者と同様に本ガイドラインの内容を遵守する。